

紀伊地域半島振興計画 (素案)

令和7年 月

三重県・奈良県・和歌山県

目 次

第1 基本的方針

1	地域の概況	1
2	現状及び課題	4
3	振興の基本的方向及び重点とする施策	4
	(1) 基本的方向	
	(2) 重点とする施策	
4	振興に関する目標	8
5	計画期間	8
6	計画の達成状況の評価	9

第2 振興計画

I 三重県地域

II 奈良県地域

III 和歌山県地域

1	半島振興に資する交通・通信施設の整備	11
	(1) 交通施設の整備	11
	(2) 通信施設の整備等	12
2	農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発	12
	(1) 農林水産業の振興及び競争力強化	12
	(2) 地域資源等の活用による産業振興等	14
	(3) 持続可能な観光地域づくり	14
3	雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進	16
	(1) 新規学卒者等への就職支援	16
	(2) 高度な技能を持った人材の確保	16
	(3) 地域と都市部をつなぐ人材戦略	16
	(4) 外国人材の確保	16
4	水資源の開発及び利用	17
	(1) 水資源確保対策	17
	(2) 水資源の利用	17
5	生活環境の整備	17
	(1) 移住、定住等を促進するための住宅確保	17
	(2) 安定した水供給の確保	17
	(3) 汚水処理の取組	17
	(4) 廃棄物処理施設の整備	18
	(5) 日常生活に不可欠なサービス機能の維持	18
6	医療の確保等	18
	(1) 保健・医療の充実	18
	(2) ドクターヘリの活用	18
7	介護サービス及び障害福祉サービス等の確保等	19
8	高齢者及び児童の福祉その他福祉の増進	19
	(1) 高齢者の暮らしを支える地域包括ケアシステムの深化、推進	19
	(2) 地域全体で子どもを育む環境づくり	20
9	教育及び文化の振興	20
	(1) 教育の振興	20
	(2) 文化の振興	21
10	自然環境の保全及び再生	21

	(1) 自然環境の保全と活用	22
	(2) 森林環境の保全と再生	22
	(3) 気候変動対策の推進	22
1 1	再生可能エネルギーの利用の推進	22
	(1) 地域の環境と調和した再生可能エネルギーの導入促進	22
	(2) 再生可能エネルギーの利用を後押しする技術の普及の推進	23
1 2	国内及び国外の地域との交流の促進	23
	(1) 地域資源を活かした交流の促進	23
	(2) 関係人口の創出・拡大	23
1 3	移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力	23
	(1) 「くらし」・「しごと」・「住まい」の支援強化及び多様で柔軟な働き方に着目した取組の促進	23
	(2) 空き家や廃校を活用した地域再生	24
1 4	さまざまな災害から生命・財産を守るための基盤整備や体制強化	24
	(1) 県土の基盤整備	24
	(2) 防災体制の強化	25
1 5	感染症が発生した場合等における住民生活の安定等	27
1 6	生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮	27

第1 基 本 的 方 針

1 地域の概況

紀伊地域（以下「本地域」といいます。）は、紀伊半島を東西に走る「中央構造線」の外帯に属し、三重、奈良、和歌山3県の15市33町9村により構成され、関西圏と名古屋圏の2大都市圏に近く、その全域が直線距離にして、大阪から150km圏、名古屋から250km圏に含まれる地域です。

面積は約10,032km²、国土の2.7%、人口は約109万人、総人口の0.9%であり、人口の減少及び高齢化が著しく進展しています。

本地域の中央部には急峻な山脈が南北に走り、山地を流れる水系により、河川は深いV字谷を形成しています。平地の割合は少なく人口の大半は河川沿いの平野や臨海部の都市に集中し、内陸山間部では極めて人口が希薄な地域が多くなっています。

海岸線は、一部を除き、ほとんどが沈降海岸独特の複雑な形状をなし、断崖絶壁が多く、自然景観に優れているとともに、天然の良港を形成しています。

気候は黒潮の影響を受けて年間を通じて比較的温暖であるほか、年間降水量や日照時間の長さが全国有数である地域も含まれています。

このような地形と気候から、動植物相にも特性があり、多様性のある自然環境を形成し、伊勢志摩国立公園、吉野熊野国立公園をはじめとする、多くの国立・国定公園等を有しており、生物研究などの学術研究の宝庫ともなっています。

また、水産資源にも恵まれており、尾鷲、那智勝浦等を拠点とする、かつお、まぐろ漁や、海岸部の地形的特性を利用した、まだい、はまち等の養殖も盛んです。

さらに、歴史、文化的条件からみると、古代国家の都が置かれた畿内の外縁部にあたる本地域は、古くから文化・情報の発信地であり、日本人の精神的ふるさとして、伊勢、吉野・大峯、熊野、高野など多くの信仰の聖地を有しています。世界遺産登録されている「紀伊山地の霊場と参詣道」は広大な範囲にまたがる歴史的資産と、人々と自然の関わりの中で培われた文化的景観が高く評価されたものであり、国内外から多くの来訪者があります。

一方、本地域は台風常襲地帯であるとともに、地勢的要因等により風水害や地震等の災害に対して脆弱であること、特に、近い将来発生するおそれのある南海トラフ地震により、甚大な被害を受ける可能性があることから、これらの災害に対する備えは急務となっています。

紀伊地域の構成市町村

三重県

市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)	市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)
伊 勢 市	208.35	122,765	玉 城 町	40.91	15,041
松 阪 市	526.92	124,911	度 会 町	134.98	7,847
尾 鷲 市	192.71	16,252	大 紀 町	233.32	7,815
鳥 羽 市	107.34	17,525	南伊勢町	241.89	10,989
熊 野 市	373.35	15,965	紀 北 町	256.54	14,604
志 摩 市	178.95	46,057	御 浜 町	88.13	8,079
多 気 町	103.06	14,021	紀 宝 町	79.62	10,321
明 和 町	41.04	22,445	三重県小計 6市10町	3,169.97	463,305
大 台 町	362.86	8,668			

＊松阪市は、半島振興対策実施地域のみで、旧嬉野町、旧三雲町は含まれていません。

奈良県

市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)	市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)
五 條 市	292.02	27,927	十 津 川 村	672.38	3,061
吉 野 町	95.65	6,229	下 北 山 村	133.39	753
大 淀 町	38.10	16,728	上 北 山 村	274.22	444
下 市 町	61.99	5,037	川 上 村	269.26	1,156
黒 滝 村	47.70	623	東 吉 野 村	131.65	1,502
天 川 村	175.66	1,176	奈良県小計 1市3町8村	2,346.92	64,993
野 迫 川 村	154.90	357			

和歌山県

市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)	市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)
海 南 市	101.06	48,369	由 良 町	30.94	5,364
橋 本 市	130.55	60,818	印 南 町	113.62	7,720
有 田 市	36.83	26,538	み な べ 町	120.28	11,818
御 坊 市	43.91	23,481	日 高 川 町	331.59	9,219
田 辺 市	1,026.91	69,870	白 浜 町	200.98	20,262
新 宮 市	255.23	27,171	上 富 田 町	57.37	15,236
紀 の 川 市	228.21	58,816	す さ み 町	174.45	3,685
岩 出 市	38.51	53,967	那智勝浦町	183.31	14,137
紀 美 野 町	128.34	8,256	太 地 町	5.81	2,791
かつらぎ町	151.69	15,967	古 座 川 町	294.23	2,480
九 度 山 町	44.15	3,856	北 山 村	48.20	404
高 野 町	137.03	2,970	串 本 町	135.67	14,959
湯 浅 町	20.79	11,122	和歌山県小計 8市20町1村	4,515.79	565,855
広 川 町	65.33	6,781			
有 田 川 町	351.84	25,258	紀伊地域合計 15市33町9村	10,032.68	1,094,153
美 浜 町	12.77	6,867			
日 高 町	46.19	7,673			

・市町村は、令和7年4月1日現在

・人口、面積は、令和2年国勢調査

2 現状及び課題

本地域は、急峻な山々から構成され、平地も少なく、三方を海に囲まれているうえ、幹線交通体系から遠く離れているといった条件不利性を抱えていることから、過疎化と高齢化の進行が著しく、平成27年度と比較した令和2年度の人口減少率は5.9%、高齢化率は35.3%となっており、地域社会の担い手確保と社会的サービスの維持が大きな課題となっています。

また、その地理的側面から、災害時における代替ルートของ少なさやライフラインの寸断・途絶、集落の孤立など半島地域特有の防災面の課題も有しています。

一方、本地域には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめとする歴史・文化資源や自然、伝統、食等の豊富な地域資源があり、それらを生かした産業振興や観光・交流を一層促進していく必要があります。

以上の現状及び課題をふまえ、「自立的発展の促進」、「地域住民の生活の向上」、「定住の促進等」、「半島防災」、「国土の均衡ある発展」、「地方創生」の6つの観点から、紀伊地域の半島振興に向けて取り組んでいく必要があります。

3 振興の基本的方向及び重点とする施策

(1) 基本的方向

①自立的発展の促進

本地域の自立的発展には、住民及び定住を希望するUIターン者の雇用機会の確保等を行うことが重要なため、本地域の地理的、自然的特性を生かした産業の維持及び発展に資する環境整備、生活環境の確保、観光交流の促進等を行い、本地域における持続可能な地域社会の維持及び形成に資する取組を推進します。

②地域住民の生活の向上

本地域における住民の生活の安定に資するため、豊かな自然環境に配慮した生産基盤と生活環境の一体的かつ総合的な整備を推進します。また、医療・介護サービス・福祉サービス等の確保、子育て環境の整備を推進します。さらに、環境負荷を低減した地域社会の実現のため、再生可能エネルギーの供給体制の整備に必要な支援その他再生可能エネルギーの利用を推進します。

高齢化や人口減少が特に進展している集落においても、住民が日常生活を営むための必要な環境の維持を推進します。

③定住の促進等

人口減少や高齢化が進展している本地域においては、地域社会の持続性確保のためにも、移住を促進し、定住につなげていきます。また、二地域居住を行う者をはじめとする関係人口のような人材は、住民と協働することにより地域の発展につながるほか、将来的な移住者の増加につながることを期待されます。さらに、本地域への理解と関心が深まり、来訪者も増えれば、本地域の産業振興及び関係人口の増加につながることから、本地域内外の交流及び連携を推進します。

④半島防災

令和7年4月に全面施行された半島振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第10号。以下「改正半島振興法」という。）では、目的規定に半島防災の推進が追加されるとともに、新設された基本理念で半島防災のための施策が国土強靱化の理念をふまえて着実に実施されることを

旨とすることと規定されました。また、国及び都道府県はこの基本理念にのっとり施策を実施する等の責務を有することとされました。このことをふまえ、本地域におけるその地理的特性をふまえた防災、すなわち半島防災の推進は極めて重要です。そのため、本地域の住民及び来訪者が安心して生活や活動等を行えるよう、災害時における本地域の孤立防止に必要な防災対策を講じ、国土強靱化の理念をふまえ半島防災のための施策を着実に実施することにより、災害に強い地域づくりを推進します。

⑤国土の均衡ある発展

本地域は、急峻な山々から構成され、平地も少なく、三方を海に囲まれているうえ、幹線交通体系から遠く離れているといった条件不利性を抱えています。三県で連携して進める紀伊半島アンカールートをはじめとした災害に強い道路ネットワークの構築や、水資源の安定的な確保と適正な利用の推進などを通して、国土の均衡ある発展に資するものとします。

⑥地方創生

改正半島振興法では目的規定に地方創生が追加されたこともふまえて、個性豊かで活力に満ちた自立的な地域社会の実現に向け、地方創生に係る交付金等の予算制度や特区等の特例措置を積極的に活用しながら、移住や二地域居住の促進、関係人口の増加、地域の振興に寄与する人材の確保及び育成といった施策を推進します。

(2) 重点とする施策

①交通通信の確保

本地域におけるミッシングリンクの解消及びダブルネットワーク化の実現に向けて、紀伊半島アンカールートをはじめとする高規格道路や半島循環道路の整備を三県が連携して推進します。特に、京奈和自動車道や近畿自動車道紀勢線の整備促進を図ります。

また、災害時におけるリダンダンシー確保の観点から、道路ネットワークの強化や港湾・空港の耐震化などに取り組みます。

さらに、地域住民や観光客の移動手段を充実させるため、コミュニティバスやデマンド交通の導入等を推進します。

②産業の振興及び観光の開発

本地域の基幹産業である農林水産業について、生産性向上に向けた取組を進めるとともに、本地域の特性を生かした農林水産物の高付加価値化や販路拡大、担い手の確保・育成等に取り組みます。また、生産基盤の整備や資源の持続的な利用の確保等を推進します。

商工業について、立地環境の整備を進め、地域資源を活用した企業立地を推進するとともに、伝統産業・地場産業の振興に向けて、付加価値の高い新商品・新技術の開発や販路開拓支援等に取り組みます。

観光産業については、世界遺産や豊富な地域資源を生かした観光コンテンツの情報発信やプロモーションを推進するとともに、多言語対応を推進するなど訪日外国人旅行者に対する誘致にも取り組みます。

③就業の促進

若者や新規学卒者向けの企業説明会の開催による地域の中小企業とのマッチングの実施など、本地域内企業への就職を促進するとともに、地域外からの人材流入を図るための就職セミナーを

開催するなど、UIJターン就職の促進に取り組みます。また、移住者や二地域居住者による複業や起業の支援等も含めた多様で柔軟な働き方の促進を通じて、本地域において新たな産業や雇用を生み出す契機を提供します。

また、外国人材等の地域内企業への就職や、職場定着への支援を行います。

④水資源の開発及び利用

水資源の安定的な供給を図るため、自然環境の保全及び水源地域における住民生活の安定と地域の振興に配慮しながら、水循環基本計画をふまえ、水資源の安定的な確保と適正な利用を推進します。

また、水道事業については、地域住民の生活の安定を図るため、広域化や水道未普及地域の解消など、持続可能な水道事業の実現に向けた取組を進めます。

⑤生活環境の整備

生活環境に関する地域格差を是正し、本地域における移住、定住等の促進を図るため、増加する空き家の課題に対応し、移住者に向けた空き家の利活用や危険な空き家の除却も含めた、住宅環境の整備にかかる取組を推進します。

また、快適で衛生的な生活環境を確保するとともに、持続可能な地域社会の維持及び形成の促進に資するため、公共下水道施設や廃棄物処理施設の整備等に取り組みます。

⑥医療の確保等

各県の地域医療構想に基づき、地域医療の拠点となる病院やへき地診療所などの整備・充実など、本地域における医療提供体制の確保を推進します。特に、ドクターヘリについては相互応援協定に基づき、救急医療体制の充実を進めることで、広域的な救急医療の利便性を高めます。また、へき地医療の確保に向けて、オンライン診療等の導入を進めるとともに、医師や看護職員の確保等に取り組みます。

⑦介護サービス及び障害福祉サービス等の確保等

介護サービスを持続的・安定的に提供するために、各市町村の将来的な介護サービス見込み量に基づき、適切な提供体制を維持することにより、必要な施設・在宅サービスの確保に取り組みます。

また、介護に従事する人材については依然として不足状況が続いており、今後の要介護認定者の増加によりサービスの必要性も高まっていくことから、関係機関と連携を強化しながら介護分野への多様な年齢層・属性からの就業を促進します。さらに、外国人介護人材の受入環境整備や介護テクノロジーの導入を促進し、介護人材の確保・定着を図ります。

障がい者や障がい児が慣れ親しんだ地域で安心して生活できるようグループホームの整備を進めるとともに、障害福祉サービスの充実を図ります。

⑧高齢者及び児童の福祉その他福祉の増進

医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を進め、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを営むことができるよう努めていきます。

また、こどもが自分らしく健やかに育つことができるよう、こどもが安心して過ごすことができる居場所や多様な学び、遊び、体験機会の拡充に取り組むとともに、地域における多様な子育て支援サービスを充実し、子育て家庭が安心してこどもを産み育てることのできる環境づくりを進めます。

⑨教育及び文化の振興

学校教育において、地域課題等をテーマとした探究的な学びを充実させるとともに、児童生徒の地域活動への積極的な参加を促すことで、地域の課題を主体的に考え、解決していこうとする力や態度、地域の発展に貢献しようとする心情を育てていきます。また、全ての高校生が変化に柔軟に対応していく力や将来への展望等を併せ持ち、社会を生き抜く資質等が身に付くよう取り組んでいきます。なお、半島地域が有する地理的な制約を解決する手段として、ICTを効果的に活用し、学習の質と機会の充実を図っていきます。

地域文化振興の基礎となる当地域の豊かな歴史的・文化的資産を継承し、その保護と活用を図ります。特に、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を大切に保全し、その魅力や意義を後世に伝えていきます。また、本地域の地域特性を生かし、文化性の高い環境づくりを進めるために、地域社会や個人によって守り育てられてきた伝統文化などの担い手育成も支援します。

⑩自然環境の保全及び再生

自然環境の保全及び再生を進めるとともに、エコツーリズムなど、地域資源である自然環境や景観を適切に生かした利活用を推進します。

また、本地域における自然公園、自然環境保全地域などの優れた景観地や保護を必要とする地域については、生物多様性の保全とその持続可能な利用の観点もふまえ、その保全と適正な利用を図ります。

加えて、海岸の良好な景観を守り環境を保全するため、海岸漂着物対策を推進します。

⑪再生可能エネルギーの利用の推進

地域住民のくらしや自然環境等に配慮するなど、地域と共生しながら、風力発電、太陽光発電やバイオマスエネルギーなどの地域資源を生かした再生可能エネルギーの利活用等を図ります。

⑫国内及び国外の地域との交流の促進

本地域は、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめとする歴史・文化資源や自然、伝統、食等の豊富でポテンシャルのある地域資源を有しています。本地域内外の民間・大学・行政等の主体が連携し、これらの地域資源を活用したイベント等を開催するとともに、積極的に情報発信を行い、国内外との交流を推進します。また、地域内外との交流等を通じて、多くの人々に本地域への理解と関心を深めていただくとともに、交流人口、関係人口の増大を図ります。

⑬移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力

三県が連携して、WEB媒体も活用しつつ、多様なライフスタイルにあわせた移住先の提案などの情報発信を行います。また、各県でも移住相談窓口によるきめ細かな相談対応を行うとともに、都市部で移住フェア等を実施し、移住や二地域居住の促進を図ります。加えて、移住者を受け入れる態勢や人の流れの創出に向けた市町村の取組を支援します。

また、地域内外の多様な主体と連携し、本地域の振興に寄与する人材の確保や育成に取り組みます。

⑭半島防災のための施策

南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、令和6年能登半島地震とその後の大雨による災害の教訓をふまえ、半島地域の安全・安心の前提となる「半島防災」と「複合災害への備え」の観点から、道路ネットワークの強化、港湾や漁港の耐震岸壁の整備、空路の活用、上下水道の耐震

化、流域治水の推進等、防災・減災、国土強靱化に向けた取組を推進します。また、初動を迅速化する危機管理体制の強化や資機材の整備促進に取り組みます。孤立した地域での自立的な避難生活が確保されるよう衛星携帯電話など情報通信手段や自家発電機の整備、飲料水・食料などの備蓄確保を促進します。

本地域の広域防災拠点における物資輸送拠点や救助救出活動拠点の整備、装備資機材の充実等を行うとともに、防災関係機関や民間事業者等と連携し、より実践的かつ効果的な救助救出訓練や支援物資輸送訓練等を実施することで、大規模災害に備えた体制の充実強化を図ります。

さらに、災害発生時に行うべき業務等を整理し、災害対応を総括的にマネジメントできる職員を確保・育成し、当地域全体の災害対応力を強化します。災害リスクが顕在化する前の早期避難を促すため、リアルタイム災害危機情報の充実も必要であり、下水道事業において最大クラスの内水に対応したハザードマップの作成・公表や避難訓練などに取り組みます。

「公助」だけでなく「自助」「共助」も連携して高めることが重要であることから、自主防災組織の活性化を図るなど、地域防災力の底上げを目指します。

加えて、「半島防災に関するみえ合意」に基づき、三県相互の連携をさらに深めていくため、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた半島防災の強化に向けた一定の成果を得ることを目標に議論を進めていきます。

⑮前各号に掲げるもののほか、半島地域の振興に関する事項

ア 感染症が発生した場合等における住民生活の安定等

感染症が発生した場合等においても、医療提供体制の構築、公衆衛生対策、生活物資の安定的な供給ができるように努めます。

イ 生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮

人口の減少、高齢化の特に進展している集落において、生活環境の維持等ができるよう、県と市町村が連携し、地域の実情にあわせた地域づくりを推進します。

4 振興に関する目標

本計画に基づく取組を進めることで、本地域への移住、定住を促進し、各地域における転入超過率を改善させることを目標とします。

【目標項目】各地域における5年ごとの転入超過率

【目標値】

三重県地域	2025年→2030年 ▲0.76%/2030年→2035年 ▲0.63% (参考:2020年→2025年実績値 ▲1.55%)
奈良県地域	2025年→2030年 ▲4.70%/2030年→2035年 ▲4.60% (参考:2020年→2025年実績値 ▲4.80%)
和歌山県地域	2025年→2030年 ▲1.00%/2030年→2035年 ▲0.94% (参考:2020年→2025年実績値 ▲1.50%)

5 計画期間

本計画の計画期間は概ね10年間とし、次期半島振興法の改正等による半島振興計画の見直しが行われるまで存続するものとします。

6 計画の達成状況の評価

三重県、奈良県及び和歌山県は、本計画の策定後5年経過を目途に、計画の進捗状況や計画に基づく取組の評価を行うこととします。

第2 振 興 計 画

I 和 歌 山 県 地 域

1 半島振興に資する交通・通信施設の整備

(1) 交通施設の整備

紀伊半島和歌山県地域(以下「当地域」といいます。)は、三方を海に囲まれ、急峻な傾斜地が多く、また国土軸から外れているなどの条件不利性を抱えております。

一方、「熊野三山」や「高野山」等の世界遺産や、海・川・山の大自然に恵まれた魅力ある観光地を有するとともに、みかん、梅、マグロといった特産品が数多くあります。これらのポテンシャルを最大限に活かし、観光・交流の拡大、農水産品の安定供給による特産品の販路拡大及び新たな企業の進出などを進めるためには、更なる交通ネットワークの連携強化が必要です。

ア 広域交通ネットワークの整備

観光客や成長産業など、国内外の活発な人流・物流を当地域に呼び込むため、拠点となる港湾・空港の機能強化、及びこれらと県内各地を結ぶ道路ネットワークの整備に取り組みます。

道路については、紀伊半島一周高速道路や五條新宮道路等からなる紀伊半島アンカールートの早期整備や、和歌山環状北道路、京奈和関空連絡道路の早期実現に取り組むとともに、半島循環道路などの幹線道路網等の整備を推進します。

港湾については、大型客船の誘致や貨物船の利用促進を図るため、船会社、荷主へのプロモーションや、船舶の大型化に対応するための施設の改良、機能強化等を推進します。

熊野白浜リゾート空港については、国内定期便の利用者をさらに増加させるため、旅行商品造成支援や航空会社への増便、機材大型化、新規路線運航等の実現を働きかけるとともに、国際定期便の運航を実現させるため、その前提となる国際チャーター便の誘致拡大に向けた旅行会社へのセールスや旅行商品の造成を促進します。

また、大規模災害に備えた「半島防災」の観点から、避難・救助や物資供給等の応急活動に必要な陸路・海路・空路を確保するため、道路ネットワーク強化や、港湾・漁港・空港施設の整備・耐震化等を推進します。

イ 地域公共交通の確保

公共交通は、運転免許をお持ちでない方や国内外から当地域を訪れる観光客等の移動手段として必要不可欠です。また、活力のある地域づくりの観点からも重要ですが、人口減少による利用者の減少や運転手不足等により、その維持確保が困難になっています。

このため、「和歌山県地域公共交通計画」に基づき、まちづくりと一体となった持続可能な公共交通ネットワークの構築を推進します。具体的には交通のデジタル化や新たなモビリティの導入、二次交通の充実、運転手確保などについて、市町村や交通事業者と連携して進めていきます。

ウ 多様な交通の整備

東日本大震災を契機に、東京一極集中の脆弱性が再認識されました。また、令和6年能登半島地震では、広範囲に及ぶ建物の倒壊・損壊等の被害に加え、道路、上下水道施設及び線路などのインフラにも甚大な被害があったところです。このような大規模災害等のリスクを分散し、双眼型・多軸型の国土構造を構築するには、関西を中心に四国や九州など西日本が一体となって発展していくことが重要です。

加えて、日本の成長、国際競争力の強化には、諸外国の活力を西日本全体に取り込むことが必要であることから、関西国際空港の機能強化や大阪都心と関西国際空港を結ぶ高速交通アクセスの整備を図るとともに、西日本全体をつなぐ高速交通インフラの整備が重要です。

さらに、西日本の大動脈である山陽新幹線には、代替機能を担う高速鉄道網がないことから、大規模災害等に備えたりダンダンシーの確保や多軸型の強靱な国土形成の観点から高速鉄道網の多重化が重要です。

これらの実現に向けて、大阪都心部と関西国際空港を結ぶ高速交通アクセスをはじめ、大阪から、紀淡海峡などを経て、四国、九州へと西日本全体をつなぐ四国新幹線や大阪湾を囲む関西大環状道路など、「太平洋新国土軸」の形成を促進します。

また、地域住民の本州四国間交流を担い、大規模災害発生時には代替輸送手段となる和歌山徳島航路については、航路の維持及び活性化のための海上交通の利用を促進します。

（２）通信施設の整備等

情報通信基盤の整備は、地域の経済活動の活性化や、安心・安全な社会の実現、人手不足の解消、医療・教育・行政等の各分野における社会課題の解決に資するなど、当地域の地理的な制約を克服する重要な役割を担っています。

こうした社会課題の解決には、遠隔教育、遠隔医療、ドローンによる点検・物流、生成AI等デジタル技術の徹底的な活用が不可欠な状況となっており、デジタル社会を支える情報通信基盤の確保が重要です。

このことから、光ファイバ、5G等のモバイルネットワーク、衛星通信をはじめとする非地上系ネットワーク（NTN）など、フェーズフリーで、通信環境が確保できるよう、通信環境の高度化、強靱化、維持を促進します。

2 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発

（１）農林水産業の振興及び競争力強化

農林水産業は、食料供給のみならず、県土の保全、水源の涵養、景観の形成、文化の伝承といった多面的な機能を有するとともに、当地域の地域経済や雇用を支える重要な産業です。

農業については、平地が少ない地域特性から、労働集約的な果樹や野菜、花きなどの園芸作物を主体とした全国有数の産地が形成されていますが、担い手の減少や気候変動など多くの課題を抱えていることから、生産性の向上や販売促進、多様な担い手の確保等に取り組み、持続的に発展する収益性の高い農業を目指します。

林業については、木材価格の低迷等により、十分な手入れがされていない人工林が増加しています。施業の効率化による収益性の向上を図るとともに、紀州材の需要拡大を進め、併せて、林業担い手の確保・育成に取り組むことで、適切な管理のもとで、豊富な人工林資源を循環利用する林業の確立を目指します。

水産業については、瀬戸内海と太平洋の2つの海域に面するほか、内水面にも恵まれており、それぞれの特性に応じて多種多様な漁業が営まれています。水産資源や漁業就業者の減少といった課題を抱えています。水産業の持続的発展のため、水産資源の適切な管理や漁村の活性化、担い手の確保・育成に取り組めます。

ア 農業の生産性向上

農業の生産性向上を図るため、スマート農業技術の導入や園地整備を進めるとともに、果樹では優良品種への改植の推進やシールディング・マルチ栽培などの新技術導入による高品質果実生産、野菜花きではハウスの高度化や省力化対策に取り組めます。

畜産では、県産ブランド和牛（熊野牛、紀州和華牛）をはじめ、県産畜産物の高付加価値化に向けた生産振興を図るとともに、それぞれの特性と消費者志向に対応した需要拡大や販売促進、魅力の周知など、特色ある畜産を推進します。

野生鳥獣による農作物被害対策については、被害額が依然として高止まりの状態であることから、有害捕獲への支援や効率的な捕獲法の実証などに加え、農作物の防護や捕獲の担い手育成など総合的な対策を実施し、被害額の減少を図ります。また、捕獲したイノシシ、シカの食肉利用など有効活用を促進します。

農業生産基盤については、営農合理化や労力軽減を図るため、既存農業水利施設の保全・更新、高度化整備を計画的に推進するとともに、土地改良法に基づく連携管理保全計画（水土里ビジョン）に定められた取組が円滑に実施されるよう、農業水利施設の保全管理体制強化を支援します。また、中山間地域においては生産基盤整備に加えて地域保全活動を支援します。さらに、農村地域の安全・安心を実現するため、ため池改修などの防災減災対策を推進します。

イ 森林資源の循環利用の促進

高性能機械の導入や新たな架線集材システムの普及、路網の整備を推進するとともに、林業経営体の技術力向上・経営体質強化、事業者間の連携促進を図ります。

また、住宅だけでなく公共建築物をはじめとした非住宅への木材利用促進や首都圏等への販路拡大などに取り組むとともに、木質バイオマスの活用を推進します。

紀州備長炭については、「択伐」等による原木林の循環利用の推進と併せて伝統技術の継承による品質向上、安定供給に向けた取組を推進します。

さらに、森林の美しい景観や心身のリフレッシュ機能を活かした山村での体験活動など、観光と連携した新たな取組についても推進します。

ウ 水産業の振興、競争力強化及び漁村の活性化

水産業の振興を図るため、漁獲可能量（TAC）による資源管理を基本とし、資源管理協定による自主的資源管理を組み合わせることで水産資源の持続的な利用を確保するとともに、漁業者の所得向上につながる種苗生産・放流や藻場造成により沿岸漁業の再生を推進します。

また、漁獲量の維持増大、生産コストの削減を図るため、集魚効果の高い表層型浮魚礁の増設等の漁場造成を推進するとともに、生産基盤の強化に資する漁港施設の整備を進めます。

さらに、地域の賑わいや所得、雇用の創出を図るために、海や漁村の持つ地域資源を活用した海業を推進します。

加えて、津波等の自然災害からの経済被害を抑え、早期の復旧復興につなげるため、堤防など既存施設の強化を推進します。

エ 攻めの販売促進

高品質で安全・安心な和歌山県産品をより多くの消費者に知ってもらうため、『おいしい!健康わかやま』をキャッチフレーズにPRするとともに、有名百貨店や高級果物店との連携、大型商談会など多様な商談機会の提供、eコマースの活用などにより、県産品の認知度向上と売り上げアップを目指します。

また、当地域内生産者が儲かる有利な販路の開拓を産地や業界とも連携しながら、オール和歌山で推進し、首都圏など国内の有力市場はもとより、経済発展著しいアジアや高級ブランド構築にも有利な欧米諸国などグローバルな観点で取組を展開します。

さらに、新商品開発に向けた多様な事業者との連携や商談技術の向上、首都圏でのテスト販売など、販路開拓に頑張る地域・生産者や食品事業者の取組を総合的に支援します。

オ 多様な担い手の育成と確保

農業では、地域ごとに新規就農者受入協議会を設置し、新規就農者の確保を推進するとともに、就農初期の施設整備費等への支援や経営安定対策などを実施します。

また、農業人口が減少する農村地域の維持に向けて、規模拡大を目指す経営体への支援や親元就農者及び移住者など多様な担い手確保の取組を支援します。

林業では、SNSを活用した情報発信や、東京・大阪等での体験会・セミナーの開催、就業希望者と林業経営体のマッチング等により新規就業者の確保を支援するとともに、林業従事者の技術向上や経営層のスキル向上のための研修を実施し、人材の育成を図ります。

水産業では、漁業に関する求人情報を収集、提供するとともに、漁業技術等を習得するための研修や就業初期の負担軽減策により、漁業を担う人材を確保・育成します。

（２）地域資源等の活用による産業振興等

商工業については、これまで鉄鋼や石油といった特定の大企業による影響が大きく、産業構造の大幅な転換が求められています。これからは、特色ある技術・ノウハウなど和歌山の地場産業の持つ「ものづくり」の伝統や優れた地域資源を生かし地域経済をけん引する中核企業の育成・創出を図るため、経営革新や新たな事業へ挑戦する企業への伴走支援、産学官の連携による産業人材の確保・育成など、地場産業の総合的な支援を進めていきます。また、地域開業率を向上するため、創業者支援等を推進します。

さらに、立地環境の整備を進め、成長性の高い分野の企業誘致に取り組むとともに、地域のブランドを育て、アジア・欧米など国内外の市場開拓、販路開拓を推進します。

経済のグローバル競争が激しくなり、国内市場が縮小する中、伝統工芸も含めた地場産業の振興のため、DXによる生産性向上、工業技術センターを中核にした研究開発力の強化を推進するとともに、産学連携による産業人材確保・育成の支援等を積極的に展開します。

また、和歌山一番星アワードによる県産品のブランド化支援や国内及び海外への販路開拓支援を中心に、地場産品の新規需要開拓を推進します。

当地域内において創業しようとする者の発掘と指導、育成など、起業準備から自立発展段階まで支援し、雇用創出に寄与する新規創業者の育成を推進します。

従来の重厚長大産業に依存してきた地域からGXの成長産業が集積する地域への転換を図りつつ、これまでの産業集積や産業技術の高さを活かして、ものづくりやエネルギー、GX、DXといった成長性の高い分野への参入促進を行います。また、当地域の強みである農林水産業や観光産業、交通インフラを活用した物流関連分野における取組を支援することにより、当地域内において産業構造の多様化を図ります。これにより、付加価値の増加と経済的効果をもたらし、質の高い雇用の拡大を目指します。

（３）持続可能な観光地域づくり

当地域には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や日本ジオパーク「南紀熊野ジオパーク」、さらには温泉や海・山の豊かな自然と、そこから生み出される多様な食材など、国内外に誇る観光資源が数多く存在しています。しかし、これらの資源の魅力が十分に伝わっていないことや、観光客が快適・安全・安心に周遊できるための受入環境の整備、観光資源の持続的な保全と活用の仕組みづくり、そして観光人材の育成などが重要な課題となっています。

ア 持続可能な観光地域づくりの推進

当地域の魅力的な観光コンテンツである「世界遺産」・「ジオパーク」・「アウトドア」・「温泉と食」・「サイクリング」を柱に、それぞれのテーマに沿ったターゲット層に対し、地域の自然・文化・歴史の価値を最大限に活かした情報発信を強化し、国内外からの誘客を促進します。

特に、訪日外国人旅行者の誘致については、個人旅行化の流れに対応するためメディアを活用したプロモーションを強化するほか、高付加価値旅行者層をターゲットにした旅行事業者への売り込みを強化していくことを基本として、当地域が持つ重要な観光資源である世界遺産や温泉等の特色を生かし、市場ごとの旅行者の嗜好に応じた誘致を推進します。

さらに、農山漁村や沿岸地域を含む地域資源を活用し、来訪者の多様なニーズに合わせた体験プログラムの開発を支援し、滞在期間の延長を目指します。また、これらの体験プログラムを組み合わせた農泊や教育旅行の誘致など、滞在交流型観光の推進により、地域とのふれあいや文化理解を深め、国内外からの交流を促進します。加えて、国の観光立国推進基本計画に基づく施策と連携し、熊野白浜リゾート空港の活用や近隣府県との広域連携、各種関係団体との協力による広域ツアーの造成を促進していきます。

観光客が快適・安全・安心に周遊できるよう、二次交通の案内情報を多言語化するなどの取組を進めるとともに、避難情報等の多言語対応やハザードマップの周知など、防災対策の強化を図ります。

紀伊半島一周高速道路など、新たな観光ルートの形成に資する道路整備を推進します。

観光資源の保全と活用の両立を図るため、地域住民や事業者と連携し、地域の自主的な保全活動の取組を促進することで、自然や文化の持続的な活用を目指します。さらに、ローカルガイドをはじめとする観光人材の育成を推進するとともに、地域の課題や特性を把握し、地域全体をマネジメントできるDMO（観光地域づくり法人）等の体制強化に取り組みます。

これらの取組を通じて、当地域の魅力を国内外に継続的に発信し誘客するとともに、観光客の満足度の向上や観光消費額の拡大、さらには地域経済の活性化を図ることで、「持続可能な観光地域づくり」の実現を目指します。

イ 宇宙関連産業の集積・活用による地域活性化とブランド確立

民間ロケット発射場（スペースポート紀伊）の立地を活かし、宇宙関連の産業集積や地域ブランドの確立に向け、宇宙をテーマとした新たな産業創出と地域活性化「宇宙まちづくり」を推進します。産業集積ではロケット事業者のサプライヤーや人工衛星事業者、衛星データをビジネスとするベンダー等、様々な事業者による産業集積を推進します。また、衛星データを利活用することで地域課題を解決し地域活性化を図ります。

ロケット打上げ見学を契機とした周遊観光促進による滞在期間の延長、教育旅行やツアー商品の開発に加えて、宇宙関連施設・商品等を活用することで、ここにしかない観光体験を創出し、国内外に『宇宙×観光＝和歌山』と新たな地域ブランドの確立を図ります。

ウ 多様な旅のニーズに対応できる受入環境整備等の推進

大型客船を含めたクルーズ船受入による誘客を推進するため、船舶の大型化に対応するための港湾施設の改良や、船会社へのプロモーションに取り組むとともに、クルーズ船オプションルツアーの範囲拡大に資する高規格道路や幹線道路網等の整備を推進します。

また、熊野白浜リゾート空港に多数の搭乗者を受け入れるため、国際チャーター便を含めた利用拡大に取り組むとともに、搭乗待合室の拡張や保安設備の増設、滑走路延伸に向けた準備など、空港施設の機能強化を推進します。

さらに、県内の駅、港湾、空港等から観光地、宿泊施設等までの二次交通確保のため、それらを結

ぶバスの運行等を支援します。

3 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進

当地域の人口が減少していく中、産業の持続的な発展のためには、人材の確保が重要な課題となっています。高校生に対し、企業説明会等の機会を通じて、当地域内企業の魅力や県内就職のメリットを情報発信し、当地域内企業への就職を推進します。

また、当地域内企業へのUIJターン就職や都市部からの新たな人材還流を一層推進することで、当地域内の産業の発展に資する人材の確保を図ります。

さらに、外国人材の当地域内企業への就職と定着を支援するため、国内外での情報発信及び当地域内企業の受入環境整備を推進します。

(1) 新規学卒者等への就職支援

当地域内企業への就職促進を図るため、新規高等学校卒業予定者を対象とした合同企業説明会を開催します。また、当地域内企業と工業高校が連携し、技術者や講師の派遣、職場体験の実施等により、将来の地域を支える若者が当地域内企業へ就職する仕組みづくりを推進します。

当地域内外の新規大学等卒業予定者を含む求職者に対しては、各地域での企業説明会の実施や当地域内企業の就職情報の提供等を積極的に行い、UIJターン就職を推進します。

(2) 高度な技能を持った人材の確保

きめ細やかな職業相談や職業紹介を通して雇用機会の確保を図るとともに企業ニーズや社会情勢にあった職業訓練を提供し、地元産業を支える人材の育成を図ります。

(3) 地域と都市部をつなぐ人材戦略

新たな人の流れを創出し、地域の活力を生み出すため、スキルや意欲を持った移住者や二地域居住者による複業起業など、多様かつ柔軟な働き方に対する支援や、都市部人材と地域企業とのマッチング機会を創出し、人材流動を促進することで、地域における新たなビジネスの創出やイノベーション人材の確保を図ります。

(4) 外国人材の確保

企業及び外国人材に対し、外国人雇用に関する相談窓口を開設するとともに、合同企業説明会の開催等による企業と外国人材とのマッチング支援や各種セミナーの開催、企業への補助制度を通じた当地域内企業の受入環境整備を推進します。

4 水資源の開発及び利用

当地域には、数多くの河川が流れており、洪水による甚大な被害をもたらす一方で、夏場には渇水による取水制限が心配されるなど、決して水資源に恵まれた地域ではないことから、ダム建設により開発した水資源を適正に利用することにより、水資源の有効活用を図る必要があります。

今後は、気候変動がもたらす異常気象による渇水や、過疎化・高齢化の進行による水源地の荒廃

等の問題に対応していくため、流域総合水管理の考え方等に基づき、健全な水循環を維持する取組を推進します。

(1) 水資源確保対策

ダム建設により開発した水資源については、関係機関が情報を共有し、相互の連携を図り、平常時から柔軟に水資源の有効活用の検討を進めることで、渇水リスクの軽減を図ります。

また、水源地域を保全し、森林の水源かん養機能の維持向上を図るため、荒廃森林の整備を推進します。

加えて、大規模災害時における断水の長期化に備え、被災地の代替水源の確保に向けた取組を促進します。

(2) 水資源の利用

地域住民等に対し、節水・再利用等の意識を向上させるための啓発活動により、水資源への理解と関心を深めてもらうことで、資源の有効利用を推進します。

和歌山県水道ビジョンに基づき、老朽化対策、耐震化対策、広域連携等を促進することにより、安心して良質な水の安定供給を図ります。

また、再利用が可能な雨水等を利用する施設整備により、水資源の有効な利用を図ります。

5 生活環境の整備

(1) 移住、定住等を促進するための住宅確保

当地域における移住、定住の促進を図るためには、住宅の確保が不可欠であり、空き家の利活用に取り組む必要があります。

住宅の流動化を促進する市場環境の整備や、良質な住宅ストックの形成と有効活用に取り組みます。特に、空き家の利活用を図るため、空き家バンクの運営や移住希望者等への空き家情報の提供や改修支援を行います。

(2) 安定した水供給の確保

和歌山県水道ビジョンに基づき、県民の生活の基盤となる重要なライフラインとして、安心して良質な水の安定供給を目指します。

持続可能な水道事業となるよう基盤強化を図るため、水道施設の耐震化や老朽化対策への取組を促進するとともに、多様な広域化を推進します。

安心・安全な水道水の供給を図るため、水質管理体制や衛生管理の強化を促進します。

(3) 汚水処理の取組

和歌山県全県域污水適正処理構想に基づき、効果的・効率的な污水処理施設の整備を推進します。

下水道については、当地域において流域下水道の整備及び老朽化対策を推進するとともに、市町においても公共下水道の整備や老朽化対策を行います。

また、浄化槽については、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換等を促進します。

（４）廃棄物処理施設の整備

当地域では廃棄物の最終処分場確保が重要な課題となっていることから、紀南地域の市町が設立した一部事務組合が取り組んでいる広域廃棄物最終処分場整備事業を促進します。

また、ごみの適正処理、減量化、資源化を促進するため、市町村や一部事務組合が行う一般廃棄物処理施設整備事業を促進します。

（５）日常生活に不可欠なサービス機能の維持

生活圏の核となる市街地等においては、日常生活に不可欠なサービス機能を維持するため、各市町の都市計画に関する基本的な方針や立地適正化計画の策定を促進します。

市街地以外の地域においては、日常生活に不可欠なサービス機能を面的に補完・確保するため、利便性向上に資する幹線道路網等の整備を推進します。

6 医療の確保等

高齢化率の上昇や出生率の低下、過疎化が進む農村漁村地域を中心に無医地区等が点在している当地域において、医療ニーズが増大するとともに多様化しています。また、和歌山市を中心とする和歌山保健医療圏に医療機関や医療従事者が集中するなど地域偏在が生じています。

こうした中、救急医療、周産期医療、がん対策、災害医療、へき地医療などの医療体制の確保・充実を図り、地域住民のだれもがどこに暮らしていても安心して医療を受けることができる社会を目指します。

（１）保健・医療の充実

近年の医学の進歩により、医療の高度化、専門化が進む中、健康増進から疾病の予防・診断・治療・リハビリテーションに至る包括的な医療を継続的に提供していくことが求められています。

高齢化、過疎化が進む農山漁村を多く抱える当地域においては、医療機関が都市部に集中する傾向にあるため、医療資源の適正配置を図るとともに、将来の医療需要にふさわしい医療提供体制を構築する必要があります。

このため、地域医療の拠点となる病院やへき地診療所などの整備・充実を強化するとともに、地域における医療従事者を確保するため、地域での医師のキャリア形成を図りながら医師を派遣する仕組みの更なる充実や、女性医師支援、看護職員の離職防止・復職支援など、医療従事者が働きやすい環境を整備します。

また、休日及び夜間における救急医療体制の充実を図るとともに、どこで暮らしていても十分な医療が受けられるよう、在宅での医療提供体制の充実強化や遠隔医療などの充実を図ります。

（２）ドクターヘリの活用

紀伊半島は山間へき地が多く、重篤救急患者が生じた場合に高度医療機関まで搬送に長時間を要する地域があることから、救急医療体制の充実を図るため、三重県、奈良県との間でドクターヘリの相互応援協定を平成30年12月20日に締結しています。

重篤救急患者の広域にわたる搬送と救命率向上、後遺症の軽減に大きな効果が表れている状況から、引き続き、関西広域連合ヘリなど近隣ヘリとの緊密な連携体制を構築し、ドクターヘリを積極的

に活用することにより、紀伊半島の救急医療体制の充実を図ります。

7 介護サービス及び障害福祉サービス等の確保等

当地域ではこれまで、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安全・安心に生活を送ることができるよう、市町村と連携して取組を進めてきました。地域によっては介護サービス供給が少ない地域もあることから、「わかやま長寿プラン2024」に基づき、今後の要介護認定者数の推移やニーズを踏まえた在宅サービスの確保、施設基盤整備等に取り組んでいきます。

また、介護に従事する人材については依然として不足状況が続いており、今後の要介護認定者の増加によりサービスの必要性も高まっていくことから、介護職員初任者研修の無料実施や関係機関と連携を強化しながら介護分野への多様な人材（若年層、中高年、外国人）からの就業を促進します。さらに外国人介護人材の受入環境整備や介護テクノロジーの導入を促進し、介護人材の確保・定着を図ります。

加えて、集団指導をはじめ、実務者研修など、事業者への必要な指導助言や研修支援を実施し、従事者の資質の向上に努め、介護サービスの質の向上につなげます。

また、障害のある人もない人も誰もが、社会の一員として社会参加し、地域で支え合いながら自分らしい生活をしていくことができる共生社会の実現を目指してこれまで取組を進めてきました。しかしながら、障害のある人の高齢化や重度化、重複化等により、ニーズも高度化、多様化しており、これらに対応するため「紀の国障害者プラン2024」に基づき、それぞれの障害の特性や個々のライフステージに応じて、福祉、保健・医療、教育、雇用などの各分野の連携を図り、総合的・計画的に障害者施策を推進します。

加えて、障害者や障害児が慣れ親しんだ地域で安心して生活できるようグループホームの整備を進めるとともに、障害福祉サービスの充実を図るため、介護ロボットやICT等のテクノロジーの積極的な導入を促します。

また、安定したサービス提供を担保するため、従事者の賃金向上、職場環境の改善を進めます。

さらに、障害の重度化・高齢化や「親亡き後」、入所施設や病院からの地域移行に対応するため、地域生活拠点機能の整備も行い、地域と一体となった障害福祉サービス等の充実を図ります。

障害のある人もない人もお互いに支え合い、自分らしく暮らすことができる共生社会の実現を図ります。

8 高齢者及び児童の福祉その他福祉の増進

（１）高齢者の暮らしを支える地域包括ケアシステムの深化、推進

当地域は全国に先駆けて高齢化が進んでいます。

2025年（令和7年）1月1日現在の高齢化率は33.9%となっており、2040年（令和22年）には41.2%に達するものと見込まれ、当地域住民の5人に2人が高齢者になる時代を迎え、また介護ニーズの高い85歳以上人口は、2040年（令和22年）まで増加することが想定されています。さらに当地域には、中山間地域等でより高齢化が進んだ地域も多く、高齢社会への対応は大きな課題となっています。

高齢者が孤立することなく住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者施策の基本方針となる「わかやま長寿プラン2024」に基づき、医療と介護の連携強化、認知症施策の推進や地域見守り協力員などによる地域見守り体制の強化、高齢者の助け合いの仕組みづくりによる生きがいづくり、介護予防の充実や自立支援・重度化防止などに取り組み、医療・介護・予防・住まい・生活

支援を切れ目なく一体的に提供する地域包括ケアシステムの深化、推進を図ります。

（２）地域全体でこどもを育む環境づくり

少子化や核家族化の進展に伴い、こどもや保護者と地域の関わりが希薄になっています。また、あらゆる年齢や立場の人が交流できる場所が減少しており、こどもが地域の中で育つ環境が少なくなっています。地域の交流する居場所づくりに取り組み、地域そのものを安全、安心な場所とする必要があります。

こどもたちが健やかに育つことのできる地域づくりを推進するため、児童館や児童センターの整備を促進します。また、放課後児童クラブ等の拡充を行い、放課後を安全・安心に過ごすことのできる生活及び遊びの場の確保等を図ります。

幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に利用することができる認定こども園の整備を推進します。

地域や企業など社会全体で子育てを支援するため、地域における子育て支援サービスの充実を図り、仕事と子育てを両立するための職場環境づくりを推進するとともに、親の育児力の向上を支援します。

９ 教育及び文化の振興

当地域は、自然・文化・歴史など豊かで優れた特色を有する一方、急速な人口減少や高齢化等の地域が抱える深刻な課題もあります。そのような状況にあって、社会の宝ともいえるこどもたちが夢や希望を抱いて元気に成長していくことは、当地域住民の願いであり、ひいては当地域の発展につながるものです。

教育においては、児童生徒一人一人が個性や希望に応じて個別最適で探究的な学びを進めるとともに、多様な人が共に暮らす社会で、異なる価値観を持つ人とも協働しながら合意形成を図ることのできる力を育てることを通して、積極的に地域の課題解決に取り組む人を育てます。

また、紀伊半島にある世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は、広大な範囲にまたがる歴史的資産と、人々と自然の関わりの中で培われた文化的景観が高く評価されたものであり、国内外から高い関心が寄せられ、この地を多くの方々が訪れています。

文化の振興に関しては、こうした歴史的・文化的資産を保存・活用しながら、個性豊かで魅力のある地域の振興を図るとともに、和歌山ゆかりの先人の偉業を含めたふるさと教育などにより、義務教育の段階から郷土に対する愛着や誇り、豊かな教養を育みます。

（１）教育の振興

半島地域においては、急速に人口減少や高齢化が進む中、地域の将来を見据えた人材の育成・確保を図る教育を充実させることが求められています。

そこで学校教育において、地域産業や商店街の活性化、地域産業の担い手育成等、地域課題をテーマとした探究的な学びを充実させるとともに、児童生徒の地域活動への積極的な参加を促すことで、地域の課題を自分自身の課題として捉え、主体的に考え、解決していこうとする力や態度、地域の発展に貢献しようとする心情を育てていきます。また、全ての高校生が卒業までに自らの在り方・生き方と向き合い、確固たる世界観・価値観、変化に柔軟に対応していく力、将来への展望等を併せ持ち、各学校において育成をめざしている資質・能力、態度等が身に付くよう取り組んでいきます。

また併せて、「果樹王国わかやま」の強みを生かした農業教育を充実させるため、農業科の全国

募集を行うなど、県外からの生徒を迎え入れ、県外の生徒の目を通して地域の魅力の再発見につなげるとともに、県内外の生徒が互いに切磋琢磨し、学校の活力を高め、地域の活性化につながるような環境づくりに取り組んでいきます。

なお、半島地域が有する地理的な制約を解決する手段として、学校の授業等でICTを効果的に活用し、学習の質と機会の充実を図っていきます。

さらに、和歌山県立情報交流センターにおいて、地域住民の多様な教育ニーズに対応した特色ある高等教育を実施する和歌山大学南紀熊野サテライトと連携し、高等教育の一層の充実と地域の活性化を図ります。

次に、人材育成等の観点から、生涯学習について、その機会を確保するため、地域活動拠点である学校や社会教育施設の積極的な活用を進めるとともに、社会教育に関わる多様な人材の発掘やネットワークの構築を支援し、地域におけるコミュニティの活性化を図っていきます。また、スポーツの振興においては、競技者を優秀な指導者として育成し、次世代のトップアスリートを輩出していくという好循環を生み出し、競技力の向上とすそ野の拡大を図るとともに、地域住民の健康づくりに資するスポーツイベント等の企画・運営を行い、地域住民のスポーツ参加を促進する人材を育成し、当地域住民のスポーツ振興をより一層推進します。さらには、近年、日本のコンテンツ産業が大きく伸長していることに着目し、eスポーツの推進やクリエイターの活動支援に取り組むことで、若者を惹きつける新たな地域文化の形成とイノベーションの創出を図ります。

（２）文化の振興

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」については、かけがえのない文化遺産として適切に保存し、後世に継承するとともに、未登録の参詣道区間や関連文化財について、世界遺産への追加登録をめざしていきます。

また、当地域の文化芸術の振興を図り、貴重な作品・資料・自然環境や生物多様性の保全・保護を着実にを行う上で、文化施設等の充実が重要となります。

このため、県立紀伊風土記の丘資料館において、新館建設等により考古民俗博物館として再編し、「岩橋千塚古墳群」の出土遺物を中心とした県内の考古資料の保存と活用を図りつつ、古墳群の範囲に含まれる未指定古墳の特別史跡への追加指定を推進していきます。さらに、県立自然博物館においては、老朽化対策、展示・収蔵の機能強化及び防災対策を整理した上でリニューアルを行い、地域の活性化にも貢献する博物館をめざしていきます。これらに加え、県立近代美術館及び県立博物館を含む4つの県立博物館施設において、展覧会等の充実に資する作品や資料の収蔵に取り組むほか、博物館施設の学校教育への活用推進や、他の観光資源等と連携した取組を進めていきます。

次に、地域の特色ある祭礼行事や、民俗芸能、歴史的・文化的な価値が高い建造物や記念物等については、その保存と活用を推進し、独特の風土、文化に育まれた魅力ある文化遺産の保全と、ふるさと教育の実施や地域振興・観光振興につなげていきます。

また、地域住民の多彩な文化活動を促進するとともに、優れた文化の鑑賞機会や活動成果の発表機会の充実を図るため、当地域において、県美術展覧会をはじめ、演奏会、演劇等の文化イベントを開催し、地域の文化振興を図ります。

さらに、地域の文化団体が実施する演奏会、展覧会等に対して支援を行い、地域による多彩な文化芸術活動を促進します。

10 自然環境の保全及び再生

当地域は、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や、日本ジオパークに認定された「南紀熊野ジオパーク」を有し、我が国でも有数の森林、里地里山、河川、海洋などの豊かな自然環境が残されています。これらの優れた自然環境は、地域住民の生活資源であるとともに、人々に心の豊かさや癒しをもたらす重要な資源です。

多様な生物も生息するこれらの恵まれた自然環境を、将来世代にわたって維持できるよう、保全と活用に努めます。

また、気候変動を抑制するため、地球温暖化の要因となる温室効果ガスの排出削減及び森林等による吸収源対策を推進し、2050年に実質的な排出量ゼロ（ネット・ゼロ）を目指します。

さらに、環境に配慮した事業活動を推進し、当地域内の良好な環境の保全を図ります。

（１）自然環境の保全と活用

近年、自然とのふれあいの推進が求められている状況に鑑み、自然環境整備交付金等の制度を活用し、優れた自然風景地の保護及び安全で快適な利用のための施設整備を推進します。

また、生物多様性保全の観点から選定された特定植物群落や重要湿地の保全を図るとともに地域特有の天然記念物等自然環境の保全と活用を推進します。

海岸漂着物対策の推進 海岸の良好な景観を守り環境を保全するため、海岸漂着物対策を推進します。

（２）森林環境の保全と再生

森林は、水源のかん養や二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化防止などの様々な公益的機能を有しており、これらの機能を持続的に発揮するには、適正な管理を継続して実施していくことが必要ですが、林業経営の不振等から、森林の手入れが十分でない状況が進み、その機能低下が危惧されています。

このため、森林クレジットの導入によって施業を促進するほか、荒廃森林の整備に取り組むとともに、地域材の利用拡大を図り、森林環境の保全を推進します。

（３）気候変動対策の推進

和歌山県環境基本計画に基づき、再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギーの推進、森林等による吸収源対策を進め、脱炭素に向けた地域づくりを促進します。

１ 再生可能エネルギーの利用の推進

地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出量を削減するためには、再生可能エネルギーの導入が必要です。また、地域資源である再生可能エネルギーの活用は、強靱かつ柔軟なエネルギー供給を可能とする自律分散型のエネルギー社会に資するものです。

当地域では、太陽光や風力などの再生可能エネルギーによる発電設備が導入されていますが、2050年温室効果ガス排出量のネット・ゼロを目指し、更なる導入が必要です。

一方、地域によっては自然環境や生活環境への影響が懸念される場合もあることから、地域の環境との調和に配慮した再生可能エネルギーの導入を促進します。

（１）地域の環境と調和した再生可能エネルギーの導入促進

年間日照時間が長い、風況が良い地域が多い、森林資源に恵まれているなどの当地域の地域特性を活かし、太陽光発電や風力発電、バイオマスエネルギー等に代表される再生可能エネルギーの導入を促進します。

特に、洋上風力発電については、周辺海域が近畿で随一の適した風況を有しており、大量導入、コスト低減、経済波及効果が期待されることから、海域の先行利用者等の理解醸成を図りながら、導入促進します。

再生可能エネルギーの普及にあたっては、自然環境や生活環境、景観などの保全、災害発生防止等に十分配慮していく必要があるため、地域住民等と適切なコミュニケーションを図り、自然環境との調和や生活環境の維持への取組を推進します。

（２）再生可能エネルギーの利用を後押しする技術の普及の推進

水素エネルギーや電気自動車、蓄電技術など、再生可能エネルギーの利用を後押しする技術の普及を推進し、当地域内企業のエネルギー分野の研究開発を支援します。

1 2 国内及び国外の地域との交流の促進

当地域は、ワーケーションの取組や観光情報の提供により、来訪者は増加しています。地域の持続的発展に向け、一時的な交流（交流人口）にとどまらない複数回の訪問など、継続的で主体的な地域との交流（関係人口）の促進を図ります。

（１）地域資源を活かした交流の促進

農山漁村や沿岸地域を含む地域資源を活用し、来訪者の多様なニーズに合わせた体験プログラムの開発を支援し、滞在期間の延長を目指します。また、これらの体験プログラムを組み合わせた農泊や教育旅行の誘致など、滞在交流型観光の推進により、地域とのふれあいや文化理解を深め、国内外からの交流を促進します。

（２）関係人口の創出・拡大

関係人口の創出・拡大に向け、当地域内外でのイベント開催やSNS等により、地域の魅力を戦略的に情報発信するとともに、主に都市部在住者が地域での暮らし・仕事を短期間体験する「お試し移住」事業の実施や、地域と関係人口をつなぐオンラインプラットフォームの運用を通じ、継続的な関係性の構築及び将来的な定住促進を図ります。

1 3 移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力

（１）「くらし」・「しごと」・「住まい」の支援強化及び多様で柔軟な働き方に着目した取組の促進

当地域への移住・定住及び二地域居住の促進には、多角的な地域情報の発信や外部人材との交流機会の提供など、関係性の継続と深化に向けた環境づくりが必要です。

移住・定住の促進について、一人ひとりのニーズにあった「くらし」・「しごと」・「住まい」における支

援を強化します。

また、二地域居住者等地域の新たな担い手の確保に向け、複業起業、テレワークなど多様で柔軟な働き方・暮らし方に着目した取組を支援するほか、市町村や民間団体と連携し、受入れ及び支援体制の構築を図ります。

親の働き方改革や教育ニーズの多様化により、豊かな自然環境や先進的で特色のある教育環境を求める都市部の子育て世帯に対し、市町村と連携し、区域外就学及び体験入学等を活用し、地域の魅力を活かした滞在プログラムを提供することで、移住者の増加、二地域居住等関係人口の創出・拡大を図ります。

（２）空き家や廃校を活用した地域再生

空き家や廃校を改修し、二地域居住者の「二拠点生活」の施設や、複業起業に向けたチャレンジ拠点としてなど、多機能的な利活用に向けた取組を推進します。

１４ さまざまな災害から生命・財産を守るための基盤整備や体制強化

当地域では、近い将来高い確率で発生するとされている南海トラフ地震など大規模地震によって、甚大な地震・津波災害の発生が懸念されています。

また、急峻な地形や脆弱な地質が多く、日本有数の多雨地域という気象条件も相まって、平成23年の紀伊半島大水害をはじめ、毎年のように台風や豪雨による水害や土砂災害が発生している災害の多発地域でもあります。そのため、度重なる災害により多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・文化的な損害を被ってきました。

三方を海に囲まれ平地が少ないという半島地域の地理的特性ゆえに、災害が発生した際には、令和6年能登半島地震と同様、交通インフラの寸断等によって、集落の孤立や避難生活の長期化も想定されます。

これらの災害から住民の生命・財産を守るため、半島防災の理念を踏まえ、県土の強靱化に資する基盤整備や防災体制の強化を図ります。

なお、以下のとおり取り組む施策は、和歌山県国土強靱化計画に記載した指標で進捗管理します。

（１）県土の基盤整備

南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、令和6年能登半島地震とその後の大雨による災害の教訓を踏まえ、半島地域の安全・安心の前提となる「半島防災」と「複合災害への備え」の観点から、道路ネットワークの強化、港湾や漁港の耐震岸壁の整備、空路の活用、上下水道の耐震化、流域治水の推進等、防災・減災、国土強靱化に向けた取組を推進します。

避難・救助や物資供給等の応急活動の核となる陸路を確保するため、紀伊半島一周高速道路などの高規格道路から、半島循環道路を含む幹線道路網等、市町村道に至るまでの道路ネットワークの整備を進めるとともに、橋梁耐震化、法面对策、無電柱化等による緊急輸送道路の防災・減災対策を推進します。

避難・救助や物資供給等の応急活動に必要な海路・空路を確保するため、港湾・漁港・空港施設の耐震化等を推進するとともに、「津波から『逃げ切る!』支援対策プログラム」に基づき、大規模災害時の地域の経済被害を抑え早期に復旧・復興を図るため、防波堤の粘り強い化等を推進します。

ライフラインの停止に備えるため、上下水道の急所となる施設や重要施設に接続する管路の耐震

化等を推進するとともに、断水の長期化を見据えて代替水源の確保に向けた取組を促進します。

建築物の倒壊による被害を軽減するため、住宅の耐震化等を促進するとともに、倒壊による緊急輸送道路の閉塞を防ぐため、沿道建築物の耐震化を推進します。

気候変動の影響による水害や土砂災害の激甚化・頻発化に対応するため、河川及び海岸保全施設整備、砂防事業の推進に加え、特定都市河川の法的枠組みを活用する等、流域のあらゆる関係者が協働してハード・ソフト一体となった被害軽減の取組を推進します。

また、災害時はもとより平常時においても施設の本来の機能が発揮できるよう、維持管理を着実に行っていく必要があります。予防保全型インフラメンテナンスへの早期移行を図るため、健全度の低い施設から優先的に対策工事を実施する事後保全を行うとともに、健全度が高い施設についても定期点検を実施しつつ、長寿命化計画に基づくライフサイクルコストを踏まえた計画的な修繕や設備更新を実施します。

（２）防災体制の強化

自然災害から多くの命が救われる社会を実現するため、行政の防災体制の強化、情報伝達網の充実、災害が発生するおそれのある地域の把握と対策を実施するとともに、地域住民による自主防災活動の充実を図ることにより、「自助」「共助」「公助」がそれぞれ主体的に活動し、相互に連携しあう防災協働社会の構築を推進します。

ア 津波避難困難地域の解消

南海トラフ地震における被害想定を踏まえた地震・津波対策の推進を行うとともに、津波による災害から多くの命が救われるよう、「津波から『逃げ切る!』支援対策プログラム」に基づき、当地域住民の津波からの避難を支援し、津波到達時間までに安全な場所に避難することが困難な地域（津波避難困難地域）を解消します。

イ 迅速な避難行動に資する情報の充実

災害発生時に当地域住民に適切かつ迅速に情報を提供できるよう、防災わかやまメール配信サービスやエリアメール・緊急速報メールによる緊急情報の提供、外出先等でも近くの避難先を検索できる防災ナビアプリ、ヤフーサービス上への県内避難先情報の掲載など、これまで取り組んできた情報伝達手段の多重化に引き続き取り組みます。

また、住民や企業の防災意識を高め、災害時に適切な行動がとれるよう、多段階浸水想定区域図の作成や内水ハザードマップの作成支援など、きめ細やかな災害リスク情報の充実を図るとともに、「和歌山県避難情報の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」により、市町村における警戒避難体制の整備や住民の避難行動の支援などを引き続き促進します。

ウ 総合防災情報システムの再構築及び救助救出活動に係る情報収集システムの導入

速やかに各関係機関の被害情報や要請情報等を簡潔かつ的確に収集、共有及び分析するため、総合防災情報システムを構築しており、引き続き機能強化を図りながら災害対策に取り組みます。

また、災害発生時の初動対応を強化するため、救助救出活動に係る先端技術を活用した情報収集システムを導入し、迅速な救助救出活動の展開を目指します。

エ 災害対応力の強化

物資輸送拠点や救助救出活動拠点の整備、装備資機材の充実等を行うとともに、防災関係機関や民間事業者等と連携し、より実践的かつ効果的な救助救出訓練や支援物資輸送訓練等を実施す

ることで、大規模災害に備えた体制の充実強化を図ります。また、災害発生時に行うべき業務等を整理し、災害対応を総括的にマネジメントできる職員を確保・育成し、当地域全体の災害対応力を強化します。

さらに、災害時における海路・空路による救助救援、物資輸送ルートを確保するため、関係機関との連携強化や機器配備等による環境整備を推進します。

加えて、被災からの迅速な復旧・復興が行われるよう、市町村における復興計画の事前策定等を促進します。

オ 災害廃棄物対策の推進

災害発生現場における廃棄物の分別の徹底や、廃棄物処理の広域調整など、大量に発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための体制を整備します。

災害時にも適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理が行われるよう、平時より災害廃棄物発生量の推計に合わせた市町村における仮置場の確保を推進します。

廃棄物行政の経験が豊富な職員をあらかじめ災害廃棄物処理支援要員に任命し、発災後速やかに、被災市町村に派遣します。

カ 受援・応援体制の強化

市町村役場機能が著しく低下し、迅速かつ確実な災害対応ができなくなることを想定し、紀伊半島大水害等の経験を踏まえ制度化した災害時緊急機動支援隊や廃棄物処理支援要員、住家被害認定士リーダーの計画的な研修や訓練を実施します。

また、国や県をはじめとする他の地方公共団体等からの支援を円滑に受け入れるための体制を整備し、災害時の市町村支援体制を強化します。

さらに、大規模災害発生時に災害復旧に係る支援活動を円滑に行えるよう、関西広域連合の支援担当県との協力体制を構築し、平時から応援派遣や研修交流を実施するなど、広域的な連携体制を構築します。

加えて、地域ニーズに沿った支援活動が充実するよう災害中間支援組織を設置し、災害時のボランティア受入環境を整備するなど、官民の連携体制を強化します。

キ 地域防災力の向上

地域における防災活動の中心となる地域の防災人材の養成を進めるとともに、自主防災組織による地域の災害危険箇所の把握や避難訓練、防災学習等の取組を支援します。

また、消防団員が効果的な消防技術の習得ができるよう、消防学校における教育の充実に向けた取組を推進し、消防団を中核とした地域の防災体制の強化を図ります。

ク 防災教育の充実

全ての小中学校で防災教育を行い、災害から自ら命を守る意識を持つための教育を義務教育の段階から徹底するとともに、高等学校においては高校生防災スクールにより地域防災を担う青少年を育成します。

また、「稲むらの火」の舞台となった当地域では、偉大な先人の功績と遺訓を語り継ぎ、来るべき津波災害から大切な命とくらしを守るための様々な取組が引き継がれています。地域の災害予防及び防災意識の向上のため、防災への取組や意識を地域に根付かせ、防災文化として醸成していきます。

ケ 良好な避難生活環境の確保

半島地域の地理的特性により、交通インフラの寸断等による避難生活の長期化が想定されます。災害関連死を防ぐため、トイレ、ベッドなどの整備や温かい食事の提供体制を確保するとともに、水・食料品や携帯トイレ等の備蓄を促進します。

1 5 感染症が発生した場合等における住民生活の安定等

当地域における感染症の発生・拡大は、当地域住民の生命及び健康が脅かされるだけでなく、生活や社会経済活動に対しても多大な影響を与えることから、人口の減少と高齢化が進む当地域においては、公衆衛生対策、医療提供体制の整備、事業者間の連携等、複数の対策を組み合わせた総合的な感染症対策を行うとともに、当地域住民の生活や経済の安定を確保するための体制や環境の整備を推進します。

1 6 生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮

人口減少や高齢化が著しく進むことで、買い物、医療・福祉、教育、交通等の日常生活に不可欠なサービス機能の維持が厳しくなる集落において、市町村と県が連携し、同一生活圏の拠点や集落、さらには広域的な視点で近隣の生活圏をつなぐことにより、これらの機能を補完・確保し、生活環境の維持を図ります。